平成２７年（家）第３８号
静岡県沼津市大岡1756―１大岡小川グリーンタウン107
申立人　矢沢せつ子
本籍東京都新宿区高田馬場１丁目160番地、最後の住所静岡県駿東郡清水町玉川254番地カルム102号
不在者　伊藤　まさ
大正４年５月20日生
届出期間満了日　平成27年７月２日
静岡家庭裁判所沼津支部

失踪宣告

平成２６年（家）第１６９７号
本籍北海道札幌市白石区北郷２条12丁目89番地、最後の住所札幌市白石区東札幌３条６丁目１番２―903号
不在者　永井　ミツ
昭和４年３月27日生
平成27年３月12日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１３７号
本籍宮城県気仙沼市岩月千岩田313番地３、最後の住所本籍に同じ
不在者　稲葉　優希
昭和54年７月９日生
平成27年３月13日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所気仙沼支部裁判所書記官

平成２６年（家）第６号
本籍秋田県鹿角市尾去沢字中沢４番地16、最後の住所秋田県鹿角郡小坂町小坂鑛山字杉澤96番地
不在者　吉田　キミ
大正６年８月１日生
平成27年３月７日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所鹿角出張所裁判所書記官

平成２６年（家）第１７４１号
本籍兵庫県美方郡香美町香住区余部1921番地、最後の住所京都市上京区衣笠大祓町１番地の10
不在者　西垣甲子郎
昭和５年１月14日生
平成27年３月10日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５９４号
本籍兵庫県高砂市阿弥陀町地徳５番地５、最後の住所兵庫県加古川市平岡町新在家462番地　明日香マンション３号
不在者　中村　富美
昭和41年５月29日生
平成27年３月13日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

平成２６年（家）第３４０６号
本籍岡山県岡山市北区田町２丁目12番地、最後の住所群馬県高崎市飯玉町15太陽生命寮201号
不在者　黒田　千春
昭和34年５月４日生
平成27年３月12日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第２３８号
本籍佐賀県三養基郡みやき町大字坂口531番地２、最後の住所本籍に同じ
不在者　江嶋　安義
昭和24年８月29日生
平成27年３月12日失踪宣告審判確定
佐賀家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第７２号
本籍熊本県球磨郡あさぎり町上南3214番地、最後の住所熊本県球磨郡あさぎり町免田東1922番地
不在者　犬童ひより
昭和28年８月27日生
平成27年３月13日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所人吉支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第８７２号
本籍東京都墨田区八広２丁目７番地、住所千葉市中央区蘇我町５－４－２リリーフ蘇我寮
申立人（失踪者）　小林康司郎
昭和28年６月24日生
平成27年３月13日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第７４５７号
本籍福岡県大牟田市八本町９番地、住所大阪府池田市豊島南２―773井上建設工業株式会社寮
申立人（失踪者）　江嵜　岩夫
昭和25年12月15日生
平成27年３月11日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２６年（へ）第２号
東京都新宿区新宿６丁目15番４号
申立人　高木　政幸
権利の届出の終期　平成27年３月10日
平成27年３月12日　諏訪簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　諏訪郡富士見町境字東平9093番１
山林　765平方メートル
⑵登記年月日番号　長野地方法務局諏訪支局明治39年９月４日受付第1503号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　竹木の所有
原因　明治39年９月４日設定
存続期間　明治39年９月４日から明治59年８月30日まで19年間
地代　１年５円
支払期　毎年12月20日
地上権者　諏訪郡境村1958番地
小林　りえ

平成２６年（へ）第３号
長野県諏訪郡富士見町境2791番地
申立人　水野　英政
権利の届出の終期　平成27年３月10日
平成27年３月12日　諏訪簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　諏訪郡富士見町境字東平9094番１
山林　480平方メートル
⑵登記年月日番号　長野地方法務局諏訪支局明治39年９月４日受付第1503号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　竹木の所有
原因　明治39年９月４日設定
存続期間　明治39年９月４日から明治59年８月30日まで19年間
地代　１年５円
支払期　毎年12月20日
地上権者　諏訪郡境村1958番地
小林　りえ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第８８号
盛岡市津志田南２丁目５番15号
債務者　株式会社フジ・コミュニケーションズ
代表者代表取締役　前田　昌寛
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大和久政也
４　破産債権の届出期間　平成27年４月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午後２時
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８９号
盛岡市津志田南２丁目４番21号
債務者　株式会社ディライト
代表者代表取締役　前田　昌寛
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細川　亮・長谷川大
４　破産債権の届出期間　平成27年４月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午後１時30分
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３１号
茨城県守谷市乙子528番地の９
債務者　株式会社苺の木
代表者代表取締役　寺田小百合
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平島　雅人
４　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午前11時30分
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係